

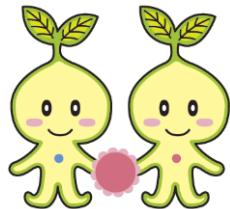
令和7年度版

佐世保市 市民活動保険のご案内

(保険期間：令和7年6月1日16時～令和8年6月1日16時)

自治会・町内会、NPO、ボランティア団体など、

公益的で計画的な市民活動中の



ケガや事故 を対象とした保険制度です。

佐世保市 市民活動保険とは・・・

☆市民活動を安心して行うことができるよう、市民活動中のケガや事故などに対して補償するための保険制度です。

☆本市が保険料を全額負担し、保険会社へ加入申し込みを行います。

保険の対象とならない事例もありますので、お気軽にご相談ください。

大切なのは事故を防ぐことです

この制度は市民の皆さんのが安心して市民活動をしていただけるように、万が一の事故に備えるものです。一番大切なことは、事故を未然に防ぐことです。

事前に十分な計画・確認を行い、市民活動に取り組みましょう。

- ・活動場所の状況を把握し、事故防止策は立てていますか？
- ・活動スケジュールは十分な余裕（休憩など）があり、無理のない活動になっていますか？
- ・使用する道具などの点検は済んでいますか？



【対象となる団体・人】

【市民活動団体】

市内に拠点があり、5人以上の市民で構成された団体です。

ただし、次のいずれかの条件に当てはまることを、市が確認させていただきます。

- ① 補助金などの助成や、助言・指導などを受けている市の関係団体

(例：地区自治協議会、自治会・町内会、子ども会、老人クラブなどの地域団体)

- ②ボランティア団体やNPO（法人を含む）で、させば市民活動交流プラザに登録している団体

※団体の規約、計画的な活動であること等の確認が必要となります。

※保険の対象となる団体として事前に明確化したい団体は、事前登録制度もあります。

【個人】

保険の対象となる団体が行う活動に直接参加する人

※対象外の個人⇒イベントの来場者、観覧者、応援のみの人、報酬をもらっている人

【対象となる活動】

次の要件を満たす活動です。

- ①本来の職務を離れ自主的で、多くの人のためになるような（公益的な）活動であること

- ②活動が継続的・計画的に行われていること

- ③無報酬で行っていること（実費弁償は無報酬とみなします）

実費弁償：昼食代、交通費、材料費などの経費は実費弁償です。

内訳が明確でない場合は、1日2,000円以内であれば対象となります。

【対象となる活動例】

- ◆社会教育活動…スポーツ活動、文化活動など
- ◆社会福祉・社会奉仕活動…社会福祉施設援護活動、高齢者支援活動など
- ◆青少年健全育成活動…子ども会、非行防止活動など
- ◆地域社会活動…まつり、運動会、防火・防災、地域清掃活動など
- ◆市主催事業等への参加・手伝い…市民大清掃、防災訓練、式典など

【対象とならない活動】

- ①宗教、政治や営利を目的とした活動

- ②学校管理下の活動（クラブ活動を含む）

- ③職務遂行中や職業に従事しているときの活動

- ④危険度の高い活動（チェンソー等での伐採活動、銃器を使用する害獣駆除等）

- ⑤親睦が目的のレクリエーション活動（町内会の親睦旅行など）

- ⑥飲酒を伴う活動

※このほかに、保険契約に係る約款等により補償の対象とならない活動があります。

【対象になる事故と補償内容】

【傷害補償】

市民活動中に、急激かつ偶然な外来の事故で死亡又はケガをした場合に支払われます。

なお、疾病は保険の対象外です。

※医師による治療（医療機関の受診）が必要です。

※入院・通院補償は、事故による傷害を直接の原因として生活機能または業務機能に支障をきたしたため医師の治療を受けた場合に支払いの対象となります。

種類	補償限度額	内容
死亡補償	1人 500万円	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき
後遺障害補償	1人 15~500万 (障害の程度により)	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害を生じたとき
入院補償	1人 日額 3,000円	事故発生の日から180日までの入院を限度
手術補償	1人 (1回の手術に限り、入院1日分の10倍~40倍)	入院補償が支払われる場合、その傷害の治療のため手術を受けたとき
通院補償	1人 日額 2,000円	事故発生の日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度

【賠償責任補償】

市民活動中に第三者の身体・財物などに損害を与え、法律上の賠償責任を被る場合に支払われます。

※自己負担額（免責）1万円を超える額が支払われます。

補償区分	補償限度額	内容
身体賠償	1人あたり1億円まで・1事故につき1億円まで	他の人の身体に損害を与えたとき
財物賠償	1事故につき1億円まで	他の人の財物に損害（物損）を与えたとき
受託物賠償	1事故につき100万円まで	他の人からの預かり品等に損害を与えたとき

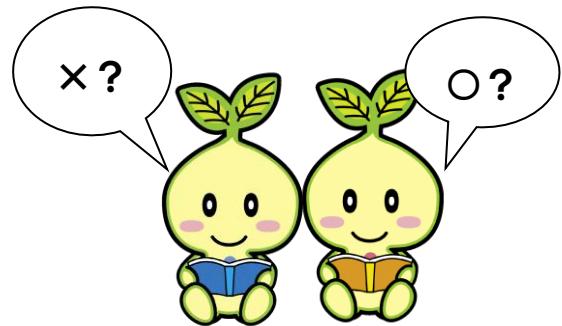
【保険の適用範囲】

補償が適用される範囲は、傷害事故については、集合地に集合したときから解散地で解散するまでの間、並びに自宅から集合地まで及び解散地から自宅までの合理的経路の往復途上の事故も対象となります。また、自動車（原動機付自転車を含む）の運行に起因するものは、傷害補償のみ対象となり、賠償保障は対象となりません。

【対象とならない主な事故】

【賠償・傷害事故共通】

- ① 活動する人の故意による事故
- ② 騭争行為による事故
- ③ 地震、噴火、津波などの天災による事故
- ④ 水難・遭難などの、危険な活動による事故
- ⑤ 仕事中や通勤中の事故



【賠償事故】

- ① 同じ世帯の親族による事故
- ② 自動車などの運転中
- ③ 行き、または帰りの経路での事故（自分がケガをした場合は、傷害補償の対象）

【傷害事故】

- ① 活動する人の無免許、酒酔い運転による事故
- ② 脳疾患、疾病、心神喪失による事故（日射や熱射による熱中症は対象）
- ③ けい部症候群（むちうち症）や腰痛で他覚症状のない事故

【事故が発生した時の手続き】

活動中に万が一事故が起こってしまった場合は、コミュニティ・協働推進課へ連絡し、必要書類を提出してください。その後、事故の内容を審査した結果、要件を満たしている場合は、保険が適用されます。

万一事故が起きたら、後で事故を証明できるように「事故発生の時間」「場所」「状況」などのほか、記録や写真を撮っておきましょう！

【人にケガをさせてしまった】

ケガをされた方の氏名・連絡先

【物を壊してしまった】

所有者の氏名・連絡先、損害証明のための現場写真撮影



手続きの方法

1. 事故発生の連絡（団体代表者 ⇒ コミュニティ・協働推進課へ報告）

- ①市民活動中にケガをした人・賠償責任を負った人は、活動の主催団体の代表者などへ連絡してください。活動の主催団体の代表者は、まず日時、場所、事故発生時の状況などを確認してください。
- ②コミュニケーション・協働推進課に連絡し、事故発生日から30日以内に下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- 事故発生報告書（第1号様式）
- 報告書の記載内容を確認できる書類
 - ※活動の主催団体の規約、実施要領、スケジュール、参加者名簿など
 - ※賠償事故では被害者の方の氏名、連絡先を確認してください。
 - ※物損事故の場合は損害物の写真や修理見積書などが必要となります。

2. コミュニティ・協働推進課の調査（市 ⇒ 保険会社）

市民活動の対象団体及び活動であるかを調査し、対象である場合に保険会社へ連絡します。

3. 保険会社の調査（保険会社 ⇒ 被災者・団体）

事故内容を審査し、補償の対象である場合には、申請者へ手続きに必要な書類を保険会社から送付いたします。

4. 補償金請求書類の提出（被災者・団体 ⇒ 保険会社）

書類が揃いましたら、すみやかに書類を保険会社へご提出ください。

補償金の請求手続きは、傷害事故についてはケガが治り日常生活に支障がない程度まで回復した日、もしくは事故日より180日経過した日のどちらか早い時、賠償事故については示談が成立した日となります。

※賠償事故で示談される際はコミュニケーション・協働推進課を通して保険会社へ事前に相談してください。相談なく示談された時は賠償金の一部が補償の対象とならない場合もあります。

5. 補償金のお振込み（保険会社 ⇒ 被災者・団体）

提出書類の調査、確認後に保険会社から補償（保険）金が指定口座に支払われます。

審査の結果、保険が適用されない場合もあります。

【連絡先・問い合わせ先】

佐世保市役所 市民生活部 コミュニティ・協働推進課

(住 所) 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

(電話番号) 0956-24-1111 (FAX) 0956-25-9675

【令和7年度引受保険会社】

ニューインディア保険会社広島支店 下関営業所

(住 所) 〒751-0875 下関市秋根本町2丁目10-14

(電話番号) 083-256-2333 (FAX) 083-256-3550

【令和7年度取扱代理店】

ノバリ株式会社佐世保オフィス ノバリ保険ショップ HIT

(住 所) 〒857-0033 佐世保市城山町1-13THビル2F

(電話番号) 0956-25-0456 (FAX) 0956-42-1140